

高濃度PCB廃棄物の 処理委託手続きについて

～JESCOへの処理委託時に必要な手続き～

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
(JESCO)



本日の説明内容

1 はじめに

- ① PCB廃棄物の処理
- ② JESCO処理全体の流れ
- ③ 高濃度PCB廃棄物の処分期間

2 JESCOへの登録

- ① 機器等登録
- ② 搬入荷姿登録
- ③ 変更手続き

3 処理費用の軽減制度

- ① 軽減制度の概要
- ② 軽減制度の対象となる方
- ③ 軽減率の概要
- ④ 収集運搬費用の軽減
- ⑤ 申込に必要な書類

4 その他

- ① 留意事項
- ② 収集運搬情報交換広場

5 問い合わせ先

- ① 本社（登録・軽減制度）
- ② 北海道事業エリア
- ③ 東京事業エリア
- ④ 豊田事業エリア
- ⑤ 大阪事業エリア
- ⑥ 北九州事業エリア



1

はじめに＜PCB廃棄物の処理＞

PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物

処理

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
(JESCO)

低濃度PCB廃棄物

処理

無害化処理認定事業者
都道府県知事等許可業者

※無害化処理認定事業者は環境大臣認定

JESCO処理対象物（高濃度PCB廃棄物）

以下のものが**廃棄物**となったもの

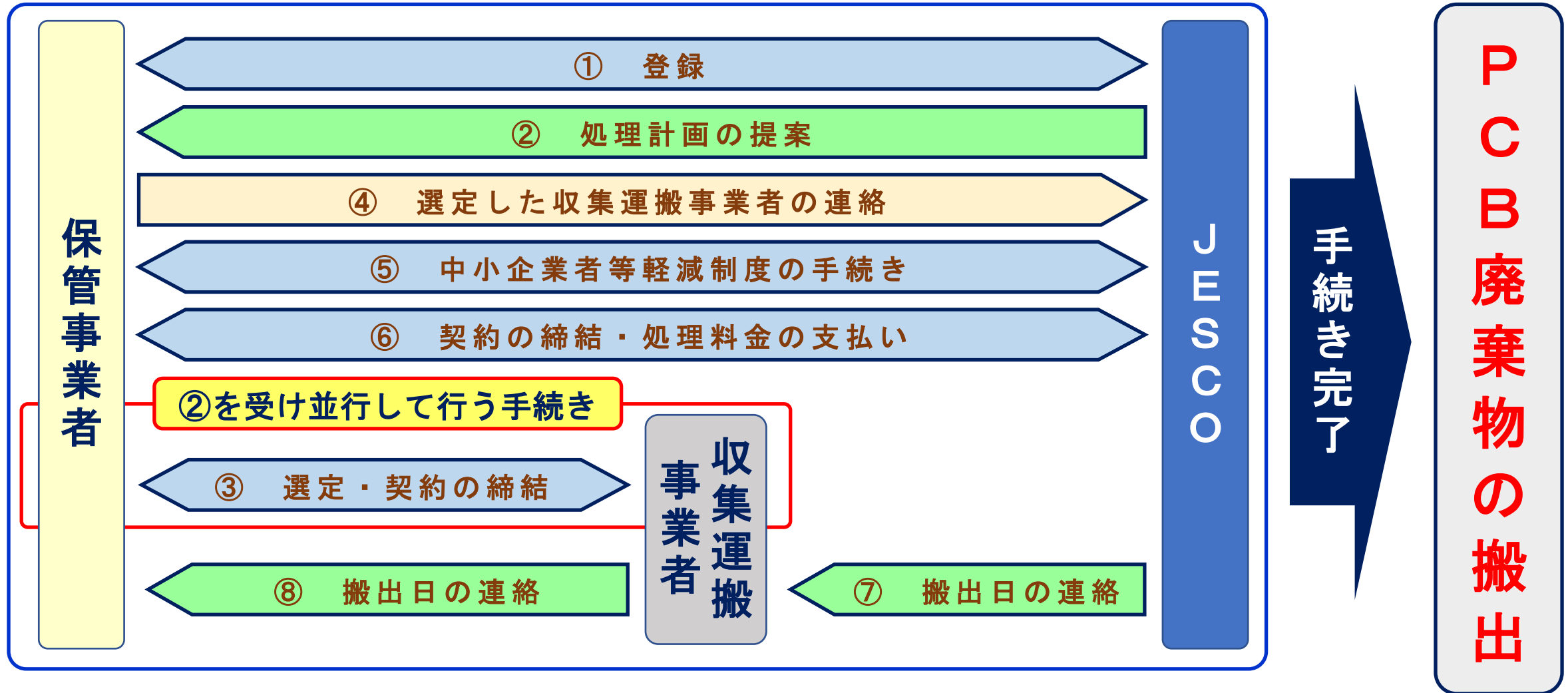
- **PCB原液**
- PCBを含む油に含まれている**PCBの割合が0.5%を超えるもの**
- PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入され**PCBの濃度が1kgにつき5,000mgを超えるもの**

ただし、**可燃性の汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ類**であって**PCBの濃度が1kgにつき100,000（10万）mg以下のもの**については、原則、それらの処理を行うことの出来る無害化処理認定事業者等での処理となります。



1

はじめに＜JESCO処理全体の流れ＞





1

はじめに＜高濃度PCB廃棄物の処分期間＞

事業エリア・種別		処分期間末	計画的処理完了期限	備考
北海道	変・コン	<u>令和4年</u> 3月31日	令和5年3月31日	
	安定器等	令和5年3月31日	令和6年3月31日	
東京	変・コン	<u>令和4年</u> 3月31日	令和5年3月31日	
	安定器等	令和5年3月31日	令和6年3月31日	北海道で処理
豊田	変・コン	<u>令和4年</u> 3月31日	令和5年3月31日	
	安定器等	<u>令和3年</u> 3月31日	<u>令和4年</u> 3月31日	北九州で処理
大阪	変・コン	<u>令和3年</u> 3月31日	<u>令和4年</u> 3月31日	
	安定器等	<u>令和3年</u> 3月31日	<u>令和4年</u> 3月31日	北九州で処理
北九州	変・コン	<u>平成30年</u> 3月31日	<u>平成31年</u> 3月31日	事業終了
	安定器等	<u>令和3年</u> 3月31日	<u>令和4年</u> 3月31日	

※令和4年5月31日に行われた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂により、「計画的処理完了期限」後となる「事業終了準備期間」を活用した処理が可能となりましたが、処分期間及び計画的処理完了期限に変更はありません。



2

JESCOへの登録

3kg以上の変圧器・コンデンサー類、
PCB油、保管容器 など

機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書（総括表）
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真

「機器等登録」は、使用中等の理由により機器の詳細が不明であっても登録は可能です。まずは登録をお願いします。

※使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険ですので、選任されている電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

照明器具の安定器、3kg未満の小型電気機器、
分析に使用した器材、ウエス等の汚染物 など

搬入荷姿登録

- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録調査票
- ③ 保管場所、機器の状況及び重量実測風景の写真

「搬入荷姿登録」は、ドラム缶、ペール缶等の搬入可能な金属製の容器に収納する必要があります。

また、使用中等の理由により「搬入荷姿登録」が困難な場合は、「予備登録」も可能ですが、契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要です。なお、現在は原則「予備登録」の受付を終了しています。

- ◆ JESCOは、高濃度PCB廃棄物の処理を行う会社
- ◆ 処理委託に当たっては、PCB特別措置法に基づく自治体への届出とは別にJESCOへの登録が必要
- ◆ 登録前に低濃度PCB廃棄物等を取り除くことが必要



2

JESCOへの登録＜機器等登録①＞

3kg以上の変圧器・コンデンサー類、
PCB油、保管容器 など

機器等登録

- ① PCB機器等登録 申込書（総括表）
- ② PCB機器等 調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の 写真

「機器等登録」は、使用中等の理由により機器の詳細が不明であっても登録は可能です。まずは登録をお願いします。

※使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険ですので、選任されている電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

照明器具の安定器、3kg未満の小型電気機器、
分析に使用した器材、ウエス等の汚染物 など

搬入荷姿登録

- ① 搬入荷姿登録 申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録 調査票
- ③ 保管場所、機器の状況及び重量実測風景の 写真

「搬入荷姿登録」は、ドラム缶、パール缶等の 搬入可能な金属製の容器に収納する必要があります。

また、使用中等の理由により「搬入荷姿登録」が困難な場合は、「予備登録」も可能ですが、契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要です。なお、現在は原則「予備登録」の受付を終了しています。

- JESCOは、高濃度PCB廃棄物の処理を行う会社
- 処理委託に当たっては、PCB特別措置法に基づく自治体への届出とは別にJESCOへの登録が必要
- 登録前に 低濃度PCB廃棄物等を取り除くことが必要

2 JESCOへの登録＜機器等登録②＞

機器等登録申込書（総括表）
＜1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類 及び PCB油類＞

年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

〒 —

保管事業者住所

保管事業者名

代表者（役職・氏名） 印

登録約款の内容を確認し、同意した上で、機器等登録に申込いたします。

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
	電話番号		FAX番号	

2. 保管事業場（廃棄物等保管場所） ☐ 1. 保管事業者と同じ（当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入）

保管事業場名

住 所

〒 —

連絡先

担当部署・役職		ふりがな	
電話番号		FAX番号	

3. 登録確認書等送付先（□にレ点を記入） ☐ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他（送付先を以下に記入）

送付先名

送付先住所

〒 —

連絡先

担当部署・役職		ふりがな	
電話番号		FAX番号	

4. 処理委託希望物

別紙「PCB機器等調査票（様式-1、様式-2、様式-3、様式-6）」参照

①PCB機器（トランス類・コンデンサ類）	申込台数（ ）台
②PCB油類	申込台数（ ）台
③PCBIに汚染された保管容器	申込台数（ ）台
④PCB機器（連結コンデンサ類）	申込台数（ ）台

5. 調査機器等の写真

別紙「PCB機器等の写真撮影例」参照 ※重量を実測した場合は「実測写真」が必要になりますのでご注意ください。

6. その他特記事項

【保管倉庫の写真】



【銘板写真】



【実測写真】

※重量を「銘板」ではなく「実測」した場合は、実測写真が必要です。



【漏洩箇所】



機器を乗せた状態で目盛りが分るようにお願いします。



0001

0002～0004

0005

2 JESCOへの登録＜機器等登録③＞

☆銘板等の情報をもとに下記項目をご記入ください。
☆登録には必ず写真が必要です。（「写真撮影例」参照）

☆ 様式－1

PCB機器等調査票
1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類

保管事業者名
保管事業場名

記入日： 年 月 日

※微量PCB汚染廃電気機器は、JESCOの処理対象外のため登録できませんので、ご注意ください。

すでにJESCOに登録しており、機器を「追加」しようとする場合は、同じ機器番号を使わないよう続きの番号（通し番号）にしてください
(例)すでにJESCOに8台の登録がある場合
0001 → 0009 に修正。

※小数点第一位がある場合は、その旨をご記入ください。

(注)I:PCB表記
銘板に以下の表記があるかをご確認ください。
1. 不燃性油 2. AF式 3. DF式 4. シバノール 5. AFP式 6. ヒタフネン
7. ○○クロール(富士シンクロール、ダイヤクロール等)
▽以下(6～8)は、トランスの「冷却方式」をご覧ください
8. LNFAN(F) 9. LFAN(F) 10. LFWF 11. 上記表記無し

機器番号	特出	A	B-1	C	D	E	F	G	H	I	J				K	L	M	N	O	
		特出番号が不明な場合、空欄で可	※すでにJESCOに早期登録等の登録をしている場合は、機器番号は続きの番号(通し番号)にしてください。	定格容量 「kVA」又は「μF」	製造者	製造年 「月」の記載は不要	型式	油量(22) 銘板 トランス類のみ記入	機器総重量(kg) ※実測の場合は、計量を証明するもの(写真等)をお示し下さい 1台当たりの総重量(kg) 重量確認方法	(注) PCB表記	寸法(cm) (注)実測の場合、「実測写真」が必要です。				抜油	漏れ	台数	PCBに汚染された保管容器の有無 ※「有り」の場合、様式-3記入	その他特記事項 ※分析している場合、PCB濃度(mg/kg)を記載 使用中の機器は「1」と記入	
記入例		13-1	変圧器(トランス)	100kVA	明電舎	1970	NOKAX	298	1,200	銘板	8	150	100	170	0	無し	無し	1	無し	1
		13-2	高圧コンデンサ	30kVA	指月電機	1968	THK6030HRN10	-	30.5	実測(※)	3	48	13	55	17	-	にじみ	1	有り	
0001																				
0002																				
0003																				
0004																				



2

JESCOへの登録＜機器等登録④＞

機器等登録申込書（総括表）

＜1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類 及び PCB油類＞

年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

〒	—
保管事業者住所	
保管事業者名	
代表者（役職・氏名）	印

登録約款の内容を確認し、同意した上で、機器等登録に申し込いたします。

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
			担当者	
	電話番号		FAX番号	

- **処理委託契約締結時の名義等**となります。
- 保管事業場の「場長」等ではなく、会社（法人）の代表者名を記載し、代表者印を押印してください。
- ただし、契約に関する権限をお持ちであれば「場長」等でも構いません。

- 弊社からの連絡、処理委託契約締結時の窓口となっていただく方を想定しています。
- 本社、保管事業場の担当者等を想定しています。
- 登録するPCB廃棄物の状況を把握出来ている方を選任いただければ幸いです。



2

JESCOへの登録＜機器等登録⑤＞

2. 保管事業場（廃棄物等保管場所） ☐ 1. 保管事業者と同じ（当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入）

保管事業場名				
住 所	〒 —			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
			担当者	
	電話番号		FAX番号	

➤ 保管事業者の情報ではなく、対象となるPCB廃棄物を現に保管している事業場、倉庫等の情報となります。

3. 登録確認書等送付先（□にレ点を記入） ☐ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他（送付先を以下に記入）

送付先名				
送付先住所	〒 —			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
			担当者	
	電話番号		FAX番号	

➤ 登録完了後に送付する書類（登録確認証等）の送付先となります。

➤ 前記1. 又は2. に記載されている場所への返送を希望される場合は、該当項目に☑のみで構いません。



2

JESCOへの登録＜機器等登録⑥＞

4. 処理委託希望物

別紙「PCB機器等調査票（様式－1、様式－2、様式－3、様式－6）」参照

①PCB機器（トランス類・コンデンサ類）	申込台数（	）台
②PCB油類	申込台数（	）台
③PCBに汚染された保管容器	申込台数（	）台
④PCB機器（連結コンデンサ類）	申込台数（	）台

➤ 今回登録するPCB廃棄物を①～④の種類ごとの台数を記載してください。

5. 調査機器等の写真

別紙「PCB機器等の写真撮影例」参照 ※重量を実測した場合は「実測写真」が必要になりますのでご注意ください。

6. その他特記事項

- 使用中等の理由により、調査票に記載すべき内容が不足している場合等にその状況を記載してください。
- 不足している情報の確定する時期（見込）を記載していただけると助かります。



2

JESCOへの登録＜機器等登録⑦＞

☆銘板等の情報をもとに下記項目をご記入ください。
☆登録には必ず写真が必要です。（「写真撮影例」参照）

☆ 様式－1

PCB機器等調査票

1台あたり3kg以上のトランス類・コンデンサ類

保管事業者名

保管事業場名

記入日： 年 月 日

※微量PCB汚染廃電気機器は、JESCOの処理対象外のため登録できませんので、ご注意ください。

(注)I:PCB表記

銘板に以下の表記があるかをご確認ください。

- | | | | | | |
|-------------------------------|------------|----------|------------|---------|----------|
| 1. 不燃性油 | 2. AF式 | 3. DF式 | 4. シバノール | 5. AFP式 | 6. ヒタフネン |
| 7. ○○クロール(富士シンクロール、ダイヤクロール等) | | | | | |
| ▽以下(8～10)は、トランスの「冷却方式」をご覧ください | | | | | |
| 8. LNaN(F) | 9. LFAN(F) | 10. LFWF | 11. 上記表記無し | | |

➤ 保管事業者名と対象となるPCB廃棄物を現に保管している事業場、倉庫等の名称を記載してください。



2

JESCOへの登録＜機器等登録⑧＞

機器 番号	A	B-1	C	D	E	F	G	H		I (注) PCB 表記
	特措法届 出番号	品名	定格 容量	製造者	製造年	型式	油量 (ℓ) 銘板	機器総重量(kg) ※実測の場合は、計量を 証明するもの(写真等)を お示し下さい		
								1台当たりの 総重量(kg)	重量 確認方法	
	特措法番号が 不明な場合、空 欄で可		「kVA」又は 「μF」		「月」の記載は 不要		トランス類 のみ記入			
記入例										
	1 3 - 1	変圧器 (トランス)	100k VA	明電舎	1970	NOKAX	298	1, 200	銘板	8
	1 3 - 2	高圧コンデンサ	30k VA	指月電機	1968	THK6030HRN10	-	30. 5	実測 (※)	3
0001										

- **A** : PCB特別措置法に基づく都道府県・政令市に届出を行い、当該都道府県・政令市により付番されていれば記載してください。
 ※ 不明な場合は空欄でも構いません
- **B-1～I** : 登録の対象となるPCB廃棄物（変圧器・コンデンサー）に取り付けられている銘板を確認し記載してください。
 ※ 重量は実測した重量でも構いません

2

JESCOへの登録＜機器等登録⑨＞

J 寸法(cm)				K 抜油	L 漏れ	M 台数	N PCBに汚染された保管容器の有無 ※「有り」の場合、様式－3記入	O その他特記事項	
幅	奥行き	缶体の高さ	ブッシング高さ	トランス類のみ記入				※分析している場合 <u>PCB濃度(mg/kg)を記載</u> 使用中の機器は「1」と記入	
150	100	170	0	無し	無し	1	無し	1	
48	13	55	17	-	にじみ	1	有り		

- **J**：通電を止め放電を行った上で実測した寸法を記載してください。なお、使用中等で実測出来ない場合は空欄でも構いませんが、総括表の「6. その他特記事項」欄に状況を記載してください。
- **K、L、N**：状況により記載してください。
- **O**：分析を行った場合であれば分析値を記載してください。

2

JESCOへの登録＜機器等登録⑩（銘板から得られる情報）＞

高濃度PCBを含有する変圧器類・コンデンサー類は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別可能です。銘板情報で高濃度と判明した機器の分析は不要です。

☆ 銘板に記載されている情報

● 型式等

➤ 「不燃性油入」、「AF式」、「DF式」、「シバノール」、「ダイヤクロール」等の記載があるものは高濃度PCB使用機器であることが確定します。

● 容量

● 製造年月

➤ 昭和28年（1953年）～昭和47年（1972年）に製造された機器であれば高濃度PCBを使用している可能性があります。

● 重量

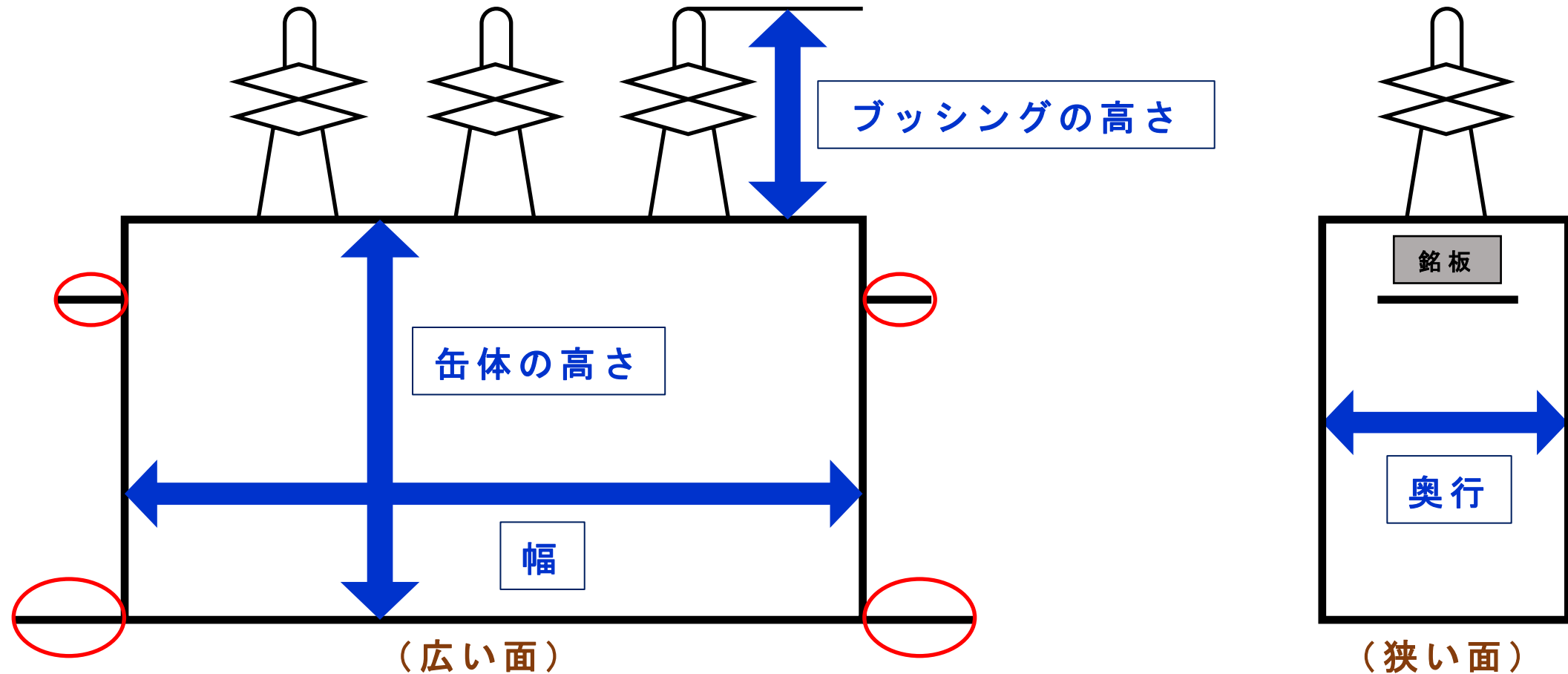
※（一社）日本電機工業会（JEMA）、各製造メーカーのWebサイトでは「型式等による判別情報」が公開されています



- 変圧器類・コンデンサー類は、キュービクル、配電盤周り等に設置されています
- 使用を終えた機器もキュービクル内に保管されている場合があります

2

JESCOへの登録＜機器等登録⑪（コンデンサーの計測場所）＞



- ※ 赤で囲んでいる持ち手などの「出っ張り部分」は、寸法に含みません
- ※ 缶体とブッシングの高さは、それぞれ計測してください



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録①＞

3kg以上の変圧器・コンデンサー類、
PCB油、保管容器 など

機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書（総括表）
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真

「機器等登録」は、使用中等の理由により機器の詳細が不明であっても登録は可能です。まずは登録をお願いします。

※使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険ですので、選任されている電気主任技術者等の指示・指導等に従ってください。

照明器具の安定器、3kg未満の小型電気機器、
分析に使用した器材、ウエス等の汚染物 など

搬入荷姿登録

- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ② 搬入荷姿登録調査票
- ③ 保管場所、機器の状況及び重量実測風景の写真

「搬入荷姿登録」は、ドラム缶、ペール缶等の搬入可能な金属製の容器に収納する必要があります。

また、使用中等の理由により「搬入荷姿登録」が困難な場合は、「予備登録」も可能ですが、契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要です。なお、現在は原則「予備登録」の受付を終了しています。

- ◆ JESCOは、高濃度PCB廃棄物の処理を行う会社
- ◆ 処理委託に当たっては、PCB特別措置法に基づく自治体への届出とは別にJESCOへの登録が必要
- ◆ 登録前に低濃度PCB廃棄物等を取り除くことが必要

2 JESCOへの登録＜搬入荷姿登録②＞

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物)
(総括表)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

年 月 日

保管事業者住所

保管事業者名

代表者(役職・氏名)

印

安定器等・汚染物登録料款の内容を確認し、同意した上で、搬入荷姿登録に申いたします。

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
	電話番号		FAX番号	

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所) ☐ 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、☐にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)

保管事業場名				
住 所	〒 -			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
	電話番号		FAX番号	

3. 登録確認書等送付先(☐にレ点を記入) ☐ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他(送付先を以下に記入)

送付先名				
送付先住所	〒 -			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
	電話番号		FAX番号	

4. 登録区分(以下のいずれかを選択し、選択した方の☐にレ点を記入ください)

- ☐ 新規の搬入荷姿登録申請
- ☐ 予備登録した廃棄物をすべて搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)
- ☐ 予備登録した廃棄物の一部を搬入荷姿登録へ移行(右欄に予備登録番号を記入)⇒「様式4 変更・追加申請用」を提出ください。

5. 処理委託希望物

別紙 搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物) 様式5 参照

【申込缶数 ドラム缶()缶 ペール缶()缶】

※容器なし登録がある場合: 申込束数()束

6. 調査機器等の写真

・「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」の必要書類の記入要領 2. 搬入荷姿登録調査票の記入要領 [3]安定器等・汚染物の写真撮影(14ページ)を参照の上撮影いただき、本表提出時に添付願います。

7. その他の注意事項、備考

--

中間貯蔵・環境安全事業(株)

1. 保管場所全体の写真 : 1登録に1枚

2. 容器内が確認できる写真 : 1缶ごとに1枚

3. 蓋の形状が分かる写真 : 1缶ごとに1枚

4. 重量を証明する写真 : 実測ごとに1枚

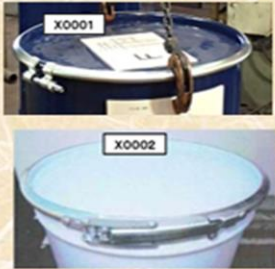
1. 保管場所全体の写真
【1登録に1枚】



2. 容器内が確認できる写真
【1缶ごとに1枚】



3. 蓋の形状が分かる写真
【1缶ごとに1枚】



4. 重量を証明する写真(実測方法の種類①～③)

①容器ごと実測
容器ごと実測可能な場合



②同じ種類の1台を実測
種類分けできている場合



③複数台を実測
種類分けが困難な場合



①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。

< 総 重 量 >

目盛の重量

1台の重量×台数の合計重量
+ 容器重量

複数台実測の合計重量
+ 容器重量

Copyright (C) Japan Environmental Storage & Safety Corporation (JESCO) All rights reserved.

18

2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録③＞

登録には必ず写真が必要です。
(「写真撮影例」をご参照下さい)

搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)

様式5

保管事業場名

事業場全体での安定器の登録総重量が500kg以上と見込まれる方のみ記入をお願いします。

1. 廃安定器の仕分け全体概況

※「未対応又は不明」及び「外付けなし」以外を選択した場合、下記の記入をお願いします。

PCB不使用安定器の
分別

☐ 全て分別済 ☐ 一部分別済 ☐ 未対応又は不明

⇒ AとBを記入

A PCB不使用安定器の分別台数 () 台

B 分別したPCB不使用安定器の総重量 () Kg

外付けコンデンサの
取り外し

☐ 全て取り外し済 ☐ 一部取り外し済 ☐ 未対応又は不明 ☐ 外付けなし

⇒ CとDを記入

C コンデンサを取り外した後のコンデンサ
外付け型安定器(残部材)の台数 () 台

D コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型
安定器残部材の総重量 () Kg

2. 安定器等・汚染物の搬入荷姿登録

記入コード (注) 3kg以上のトランス(ネオントランスを除く)・コンデンサ等は、この用紙(予備登録)での登録はできません。機器等登録をお願いいたします(ただし、北九州事業区域の機器等登録は終了しました。)

※1 安定器等・汚染物種類

1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオントランス 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙
10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:北九州/北海道事業区域に限る。その他の事業区域は、『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)

※2 容器種類

1. ドラム缶(100L以上) 2. ベール缶(100L未満)

※3 容器材質

1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1、2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。

※4 容器の状態

0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)

※5 PCB不使用安定器の分別

0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 ※「分別」とは、保管された廃安定器からPCB不使用安定器を取り除くこと。

※6 外付けコンデンサの取り外し

0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 3. なし ※「取り外し」とは、「コンデンサ外付け型安定器」からJESCO対象物となるコンデンサを取り外すこと。

↓ 容器単位でご記入下さい。

機器 (容器) 番号(x) ※容器単位でご記入 ください。	廃棄物情報								搬入容器								O(※7) 総重量 (容器込) (kg) ※蓋を含む。	廃安定器の仕分け				T 備 考
	A 特措法番号 特措法番号が不明 な場合、空欄でも 可	B 安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	C 1台あたりの 重量 (kg)	D 台数・ 小型電機機 器のみ記入	E 重量 小計 (kg)	F にじみ・漏 れ	G 混雑物等	H 重量計 (kg)	I 容器種類 (※2)	J 容器 材質 (同※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)		M 容器の 状態 (同※4)	N 容器重量 (kg) ※蓋を含む。	P PCB不 使用安定器 の分別 (※5)		Q 外付け コンデンサ の取り外し (※6)	R 仕分け 作業日	S 実際の 仕分け 作業者名		
												外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)									
記入例																						
x0098	13-01	1 (蛍光灯安定器)	2.1	60	126.0	なし	ビニールで梱包されていて 外せない	206.0	1 (ドラ ム缶)	1 (鋼 製)	200	60	90	良好	24.0	230	1 (対応 済)	0 (未対 応)	2015年7月 1日	〇〇株式会社		
x0098		2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし															
x0098		5 (安定器用コンデンサ)	0.2	75	15.0		ビニールで梱包	15.0	2 (ベ ール缶)	1 (鋼 製)	27	30	36	良好	1.6	16.6	2 (不 明)	1 (対応 済)	2015年7月 1日	〇〇株式会社		
x0001																						
x0002																						
x0003																						



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録④＞

搬入荷姿登録申込書(安定器等・汚染物)
(総括表)

年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

〒 ー	
保管事業者住所	
保管事業者名	
代表者(役職・氏名)	印

安定器等・汚染物登録約款の内容を確認し、同意した上で、搬入荷姿登録に申込いたします。

1. 保管事業者連絡先

連絡先	担当部署・役職	ふりがな	
		担当者名	
連絡先	電話番号	FAX番号	

- **処理委託契約締結時の名義等**となります。
- 保管事業場の「場長」等ではなく、会社（法人）の代表者名を記載し、代表者印を押印してください。
- ただし、契約に関する権限をお持ちであれば「場長」等でも構いません。

- 弊社からの連絡、処理委託契約締結時の窓口となっていただく方を想定しています。
- 本社、保管事業場の担当者等を想定しています。
- 登録するPCB廃棄物の状況を把握出来ている方を選任いただければ幸いです。



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑤＞

2. 保管事業場(廃棄物等保管場所) ☐ 1. 保管事業者と同じ(当てはまる場合、□にレ点を記入。当てはまらない場合、以下に記入)

保管事業場名				
住 所	〒 —			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
			担当者名	
	電話番号		FAX番号	

➤ 保管事業者の情報ではなく、対象となるPCB廃棄物を現に保管している事業場、倉庫等の情報となります。

3. 登録確認書等送付先(□にレ点を記入) ☐ 1. 保管事業者宛 ☐ 2. 保管事業場宛 ☐ 3. その他(送付先を以下に記入)

送付先名				
送付先住所	〒 —			
連絡先	担当部署・役職		ふりがな	
			担当者名	
	電話番号		FAX番号	

➤ 登録完了後に送付する書類(登録確認証等)の送付先となります。

➤ 前記1. 又は2. に記載されている場所への返送を希望される場合は、該当項目に☑のみで構いません。



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑥＞

4. 登録区分（以下のいずれかを選択し、選択した方の口にレ点を記入ください）

☐ 新規の搬入荷姿登録申請

☐ 予備登録した廃棄物をすべて搬入荷姿登録へ移行（右欄に予備登録番号を記入）

b									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

☐ 予備登録した廃棄物の一部を搬入荷姿登録へ移行（右欄に予備登録番号を記入）→「様式4 変更・追加申請用」を提出ください。

5. 処理委託希望物

別紙 搬入荷姿登録調査票（安定器等・汚染物） 様式5 参照

【申込缶数 ドラム缶（ ）缶 ペール缶（ ）缶】

6. 調査機器等の写真

・「安定器等・汚染物登録調査票記入要領」の必要書類の記入要領 2. 搬入荷姿登録調査票の記入要領 [3]安定器等・汚染物の写真撮影(14ページ)
を参照の上撮影いただき、本表提出時に添付願います。

7. その他の注意事項、備考

--

➤ 登録対象となるPCB廃棄物が「予備登録」されている場合は、予備登録番号を記載してください。

◆ 予備登録が行われている場合であって記載のない場合は、行われている予備登録とは別の「新規登録」として取り扱う場合がありますのでご注意ください

➤ PCB使用が不明確な場合、仕分けを行う予定がある場合等にその状況等を記載してください。

2 JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑦＞

登録には必ず写真が必要です。
（「写真撮影例」をご参照下さい）

搬入荷姿登録調査票（安定器等・汚染物）

様式5

保管事業場名

事業場全体での安定器の登録総重量が500kg以上
と見込まれる方のみ記入をお願いします。

1. 廃安定器の仕分け全体概況				※「未対応又は不明」及び「外付けなし」以外を選択した場合、下記の記入をお願いします。	
PCB不使用安定器の 分別	☐ 全て分別済 ☐ 一部分別済 ☐ 未対応又は不明	⇒ AとBを記入	A PCB不使用安定器の分別台数 () 台	B 分別したPCB不使用安定器の総重量 () Kg	
外付けコンデンサの 取り外し	☐ 全て取り外し済 ☐ 一部取り外し済 ☐ 未対応又は不明 ☐ 外付けなし	⇒ CとDを記入	C コンデンサを取り外した後のコンデンサ 外付け型安定器(残部材)の台数 () 台	D コンデンサを取り外した後のコンデンサ外付け型 安定器残部材の総重量 () Kg	

2. 安定器等・汚染物の搬入荷姿登録

(注) 3kg以上のトランス(ネオントランスを除く)・コンデンサ等は、この用紙(予備登録)での登録はできません。機器等登録をお願いいたします(ただし、北九州事業区域の機器等登録は終了しました。)

記入コード	※1 安定器等・汚染物種類	1. 蛍光灯安定器 2. 水銀灯用安定器 3. 安定器(用途不明) 4. 防爆形安定器 5. 安定器用コンデンサ 6. 小型電気機器(3kg未満) 7. ネオントランス 8. 感圧複写紙 9. 感圧複写紙以外の紙 10. ウェス 11. 樹脂製容器(注:北九州/北海道事業区域に限る。その他の事業区域は、『機器等登録』で申し込みください) 12. その他(どんなものか記入)
※2 容器種類	1. ドラム缶(100L以上) 2. ベール缶(100L未満)	
※3 容器材質	1. 鋼製(ステンレスを除く) 2. ステンレス製 ※1, 2以外の材質(プラスチック等)は搬入不可です。	
※4 容器の状態	0. 良好 1. 若干の錆有り 2. 蓋の溶接有り 3. 油溜まり有り 4. その他(特殊加工等を記入)	
※5 PCB不使用安定器の分別	0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 ※「分別」とは、保管された廃安定器からPCB不使用安定器を取り除くこと。	
※6 外付けコンデンサの取り外し	0. 未対応 1. 対応済 2. 不明 3. なし ※「取り外し」とは、「コンデンサ外付け型安定器」からJESCO対象物となるコンデンサを取り外すこと。	

➤ 対象となるPCB廃棄物を現に保管している事業場、倉庫等の名称を記載してください。



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑧＞

機器 (容器) 番号(x) ※容器単位でご記入 ください。	廃棄物情報							
	A 特措法番号 特措法番号が不明 な場合、空欄でも 可	B 安定器等・汚染物種類 (記入コード※1)	C 1台あたり の重量 (kg)	D 台数 ※安定器・ 小型電機機 器のみ記入	E 重量 小計 (kg)	F にじみ・漏 れ	G 混載物等	H 重量計 (kg)
記入例 x0098	13-01	1 (蛍光灯安定器)	2.1	60	126.0	なし	ビニールで梱包されていて 外せない	206.0
		2 (水銀灯安定器)	8.0	10	80.0	なし	なし	
x0098		5 (安定器用コンデンサ)	0.2	75	15.0		ビニールで梱包	15.0
x0001								

- **A** : PCB特別措置法に基づく都道府県・政令市に届出を行い、当該都道府県・政令市により付番されていれば記載してください。
※ 不明な場合は空欄でも構いません
- **B～H** : 登録の対象となるPCB廃棄物を搬入可能な容器に収納したPCB廃棄物の種類ごとの台数、重量、状況等を記載してください。

2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑨＞

搬入容器							O(※7)
I 容器種類 (※2)	J 容器材質 (同※3)	K 容量(L)	L 寸法(cm)		M 容器の 状態 (同※4)	N 容器重量 (kg) ※蓋を含む。	総重量 (容器込) (kg) ※蓋を含む。
			外径 (蓋を含む)	高さ (蓋を含む)			
1 (ドラム缶)	1 (鋼製)	200	60	90	良好	24.0	230
2 (ペール缶)	1 (鋼製)	27	30	36	良好	1.6	16.6

- **I ～ N** : 対象となるPCB廃棄物を収納する容器の情報を記載してください。
 ※ 外径は、蓋の円周ではなく直径となります
- **O** : 対象となるPCB廃棄物重量と容器重量の合計値若しくは収納した状態で実測した重量を記載してください。

2

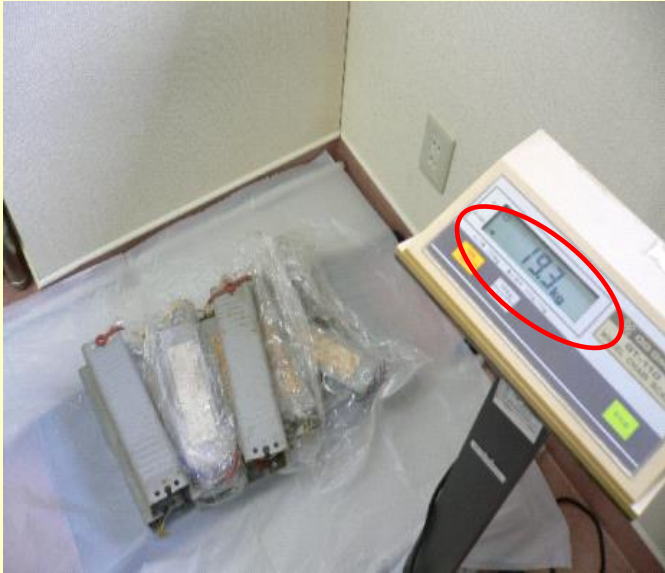
JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑩（写真の撮影方法）＞

1. 保管場所全体の写真 【1登録ごとに1枚】	2. 容器内が確認できる写真 【1缶ごとに1枚】	3. 蓋の形状が分かる写真 【1缶ごとに1枚】
		 

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 保管場所全体の写真 | : <u>1登録ごとに1枚</u> |
| 2. 容器内が確認できる写真 | : <u>1缶ごとに1枚</u> |
| 3. 蓋の形状が分かる写真 | : <u>1缶ごとに1枚</u> |
| 4. 重量を証明する写真 | : <u>実測ごとに1枚</u> |

2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑪（重量の測定方法）＞

① 容器ごと実測 【容器ごとの実測が可能な場合】	② 同じ種類の1台を実測 【種類分けが出来ている場合】	③ 複数台を実測 【種類分けが困難な場合】
		
①～③のいずれかの方法で、重量が確認できるように撮影してください。		
＜ 総 重 量 ＞		
目盛の重量	1台の重量×台数の合計重量 ＋ 容器重量	複数台実測の合計重量 ＋ 容器重量



2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑫（JESCOへの搬入容器）＞

	JESCOの <u>受入可能容器</u>	JESCO指定容器 (JIS Z 1600規格相当品)
容器タイプ	オープンヘッドの <u>ドラム缶又はペール缶</u>	オープンヘッドの <u>ドラム缶</u>
寸 法	直径： <u>30～63cm</u> 高さ： <u>35～91cm</u>	直径： <u>55～63cm</u> 高さ： <u>87～91cm</u>
材 質	金属製	鋼製 <u>（鉄製）</u>
密 閉 方 法	天蓋にガasketを装着し、クロー징リング（バンド）を レバー又はボルトで締める構造のもの	
1缶当たりの目安重量	<u>北海道PCB処理事業所での処理：350kg以下</u> <u>北九州PCB処理事業所での処理：500kg以下</u> <u>※ 超える場合は要相談</u>	

- 指定容器の場合、1缶当たり616,000円（税込み）の割引を受けることが出来る。
- 収納する容器は、ホームセンター、通信販売等でご購入いただくか、弊社処理事業所の入門許可を受けている収集運搬事業者にご相談してみてください。

2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑬＞

廃安定器の仕分け				T
P PCB不 使用安定器 の分別 (※5)	Q 外付け コンデンサ の取り外し (※6)	R 仕分け 作業日	S 実際の 仕分け 作業者名	備 考
1（対応 済）	0（未対 応）	2015年7月 1日	〇〇株式会社	
2（不明）	1（対応 済）	2015年7月 1日	〇〇株式会社	

➤ 廃安定器を大量（500kg以上）保有し仕分けを行った場合は記載するようにしてください。

- ・ 仕分け自体は必須ではありません。
- ・ 仕分けを行うことにより処理費用の削減が出来る場合があります。

2

JESCOへの登録＜搬入荷姿登録⑭（廃安定器の仕分け）＞

➤ PCBを使用していない廃安定器が平均して3割程度混在している

- JESCOの処理対象物ではない
- 処理費用削減の余地がある

分 別

- ◆ 分別費用を別途負担しても処理費用全体を削減することが可能な場合がある
- ◆ JESCO処理対象量の適正化

注 意 点

PCBが使用された廃安定器の分解又は解体は原則禁止！

- ただし、目視により、「膨張、腐食、油にじみ等、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことが確認できた場合」であって「飛散防止等、生活環境保全上の支障防止措置を行った」上で実施することは可能



2

JESCOへの登録＜変更手続き＞

記入例

PCB廃棄物処理に係る登録内容の変更申請書

2019年 2月 1日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 殿

変更がある箇所のみご記入下さい。
< (※) は必須記入項目 >

住所 (※)

〒 000 - 1234

東京都△△区□□町3-4-5

保管事業者名 (※)

株式会社 ●×製造所

代表取締役 ○○三郎

PCB廃棄物処理に係る登録内容について、以下の変更がありましたので、登録内容の変更をお願いします。

登録番号 (※)

s002345678

※記入例：s0002345678

※「登録番号」は、ローマ字A, B, C, D, E, F, G, Hから始まる番号をご記入ください。機種の管理番号Gで始まる番号ではありません。

<変更内容>

1. 変更がある箇所のみご記入下さい。

1. 保管事業者情報

項目	変更前	変更後
保管事業者名	株式会社△△製造所	株式会社●×製造所
保管事業者住所	〒 -	〒 -
代表者	役職 代表取締役社長 氏名 ×× 一郎	役職 代表取締役社長 氏名 ○○三郎
担当者 (契約手続の連絡先担当者)	役職 総務課係長 氏名 ○○ 総二郎	役職 総務課長 氏名 ×× 太郎
連絡先担当 TEL・FAX	TEL 000-000-0000 FAX 000-00-0000	TEL 000-000-1111 FAX 000-00-2222

2. 保管事業場情報 (PCBを保管している場所)

項目	変更前	変更後
保管事業場名	株式会社△△製造所 △△工場	株式会社●×製造所 □□第一工場
保管事業場住所	〒111 - 1111 △△県△△市□□町1-2-3	〒111 - 1234 △△県△△市□□町3-4-5
担当者	役職 製造部主任 氏名 ×△知之	役職 製造部 課長代理 氏名 △△宏一
保管事業場 TEL・FAX	TEL FAX	TEL FAX

3. 廃棄物情報

☐ 廃棄物の変更・取り消し
 ☐ 新規廃棄物の追加登録(注1)

(注1) 追加登録の場合は、登録約款に同意の上、廃棄物情報と別紙調査票をご記入いただき、追加機器の写真と一緒に送付下さい。

項目	変更前	変更後
	別紙参照	別紙参照

4. 送付先情報 (※) (登録証、機器等登録証書、その他の必要書類が郵送される箇所)

会社名等

株式会社 ●×製造所

住所

〒111 - 1234
△△県△△市□□町3-4-5

担当者役職

総務部総務課長

担当者氏名

×× 太郎

TEL

000-000-1111

FAX

000-000-1112

(注記) 下記 (1) ~ (3) 記載の届出は、本申請書による中間貯蔵・環境安全事業株式会社への変更申請とは別途、管轄自治体 (都道府県・市) の産業廃棄物届出書や保管所等に提出する必要があります。詳細は、管轄自治体 (都道府県・市) の産業廃棄物届出書や保管所等の窓口にご確認ください。

(1) PCB廃棄物が新たに見つかった場合 : 「PCB廃棄物保管届出」

(2) PCBの保管場所を変更する場合 : 「保管事業場の変更届出」

(3) 組織・名称または名称があった場合 : 「PCB廃棄物の承継届出」

※法により、相続、合併または分割による承継を除き、譲渡しと譲受けは原則禁止されています。

(変更申請記入例)

様式-1 (変更・追加申請用)

登録情報 変更依頼書	JESCO事業所名 JESCO担当者	作成日 2019年 2月 1日
	保管事業者 (確認者・担当者)	〇〇 × × 印

PCB機器等調査票

トランス類・コンデンサ類

変更区分

・変更 ・取り下げ ・新規追加 ※廃棄物を新規追加する場合は、「機器等登録」となります。(早期登録への新規追加はできません)

保管事業者名 株式会社○○環境
保管事業場名 △△工場
登録番号 k000002761

(記入上の注意点)

- 変更部分は赤文字等で色分けしてください。
- 変更前と取り下げで併せて変更後を記入。
- 変更機器の特定のため、登録証等のPCB廃棄物等リスト記載の個体管理番号か、機器番号は必ずご記入ください。

変更内容	個体管理番号	機器番号	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				K	L	M	N	O	
			PCB特種法届出番号	品名	定格容量	製造者	製造年	型式	油量 (注) 備考	機器総重量(kg) ※本表の記載範囲外の機器は「その他特記事項」に記載してください。	(注) PCB表記	寸法 (cm)				接油	漏れ	台座	PCBに付着した油等の性状 (注1) 式 -8記入	その他特記事項	
					[kVA] また [μF]		[月]の記載は不要		トランス類のみ記入	1台当たりの総重量(kg)	重量確認方法		幅	奥行	台体の高さ	フランジ径φ5	トランス類のみ記入			使用中の機器は「1」と記入	
変更 ・取り下げ ・新規追加	H15052899	0001	13-1	リアクトル	300kVA	日コン	1968	XTR-SMID		2,500 2,220	銅板 実測	1	120	90	180	30	有り	無	1	有り	1
変更 ・取り下げ ・新規追加	H15052900	0002	13-2	コンデンサ	50KVA	指月電機	1965 4662	THK6050HN		53.00	銅板	1	65	15	30	20		無	1	無し	
変更 ・取り下げ ・新規追加	H15052901	0003	13-3	コンデンサ	100KVA	日コン	1969	TPE-26100R		85.00	銅板	1	55	15	65	17		無	1	無し	
変更 ・取り下げ ・新規追加		0004	21-1	高圧コンデンサ	100kVA	東芝	1969	SRTR-2AR		67	銅板	4	40	20	50	18		無し	1	無し	

- 重量の変更
- 登録済情報の 一部削除する場合 等

- 連絡先や保管場所の変更
- 登録済み情報の 全削除する場合 等

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の概要①＞

1. 概要

- ・ 中小企業者等に該当する保管事業者のJESCO処理費用及び収集運搬費用の一部を助成
- ・ 保管事業者からの申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用する「PCB廃棄物処理基金」からの助成金等により費用負担軽減措置を適用

2. 対象となるPCB廃棄物 ※JESCOでの処理が条件（＝高濃度PCB廃棄物の処理が対象）

- | | |
|--------|------------|
| ① 変圧器類 | ② コンデンサー類 |
| ③ PCB油 | ④ 安定器等・汚染物 |
| ⑤ 保管容器 | |

3. 軽減対象者及び軽減率

- | |
|------------|
| ① 会社 |
| ② 個人事業主 |
| ③ 中小企業団体等 |
| ④ ①、③を除く法人 |

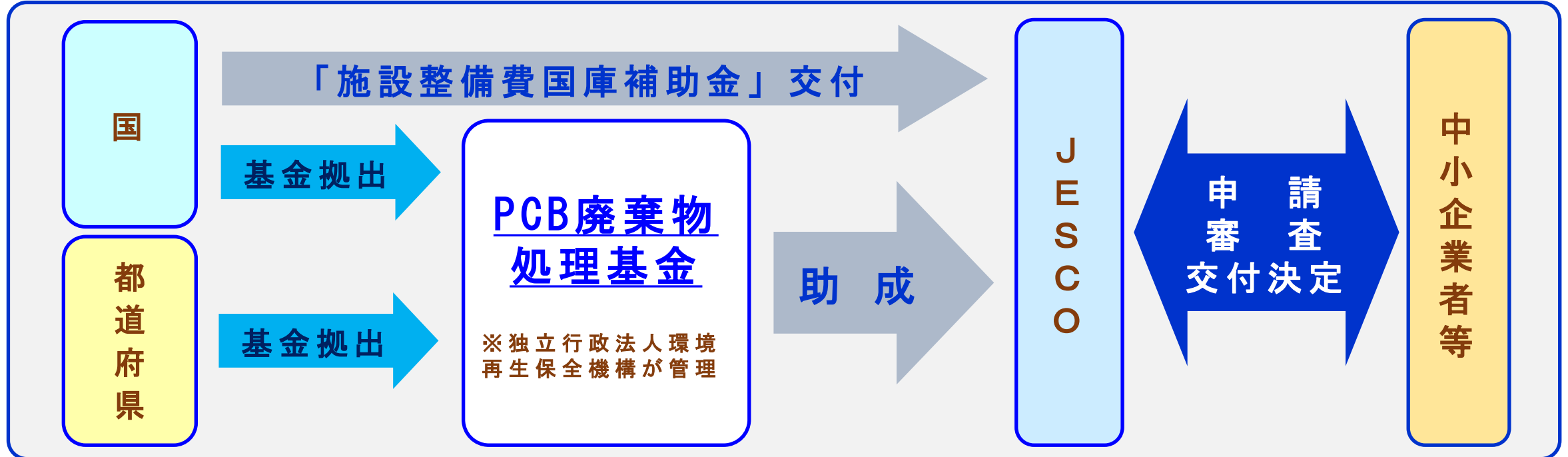
処理料金及び収集運搬費用の
70%を軽減

- | |
|------|
| ⑤ 個人 |
|------|

処理料金及び収集運搬費用の
95%を軽減

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の概要②＞



交付時期

JESCO処理費用

JESCO処理料金請求時に減額して請求

収集運搬費用

処理完了後に請求手続きを経て返金

※請求には返送されたマニフェストD票が必要

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の対象となる方①＞

中小企業者等軽減制度の対象となる方

- ① 会社
- ② 個人事業主
- ③ 中小企業団体等
- ④ ①、③を除く法人
- ⑤ 個人

➤ 処理委託契約の締結時点において、それぞれの要件を満たしている必要があります。

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の対象となる方②＞

① 会社

- 会社業種ごとに資本金又は出資の総額、又は常時使用する従業員数の基準を満たす会社（業種ごとに表のA又はBの基準を満たす会社）

※表は38ページ参照

例：製造業の場合

- 資本金又は出資の総額が「3億円以下」であれば、常時使用する従業員数が「300人以上」であっても基準を満たします。

注意点

- 大企業者（業種ごとに表のA、Bの基準をいずれも超えている会社）が保有する株式数又は出資額が、発行済株式総数又は出資の総額の2分の1以上を占めている会社は大企業者とみなし対象外となります。（みなし大企業者）
- みなし大企業者による発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がないことに加え、大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がないことも条件となります。

※ 完全支配関係とは、発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の対象となる方③＞

② 個人事業主

- 主たる業種ごとに常時使用する従業員数の基準（表のB）を満たす個人事業主
※表は38ページ参照

③ 中小企業団体等

- 「中小企業団体の組織に関する法律」に規定されている中小企業団体
 - 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 「中小企業団体の組織に関する法律」に規定されている中小企業団体中央会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業団体であるもの
 - 都道府県中小企業団体中央会及び全国中小企業団体中央会
- 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が「① 会社」の基準いずれかに該当する者であるもの
 - 農業協同組合、漁業協同組合 等

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の対象となる方④＞

④ ①、③を除く法人

- ・ 常時使用する従業員数が100人以下の法人
- ・ 主たる業種ごとに常時使用する従業員数の基準（表のB）を満たす法人

※表は38ページ参照

⑤ 個人

- ・ 解散又は事業の廃止により事業者ではなくなった後、交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由により、交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人事業主を除く個人
- ・ 破産管財人を含む破産者

注意点

- 不動産収入、農業収入等のある方は個人事業主となります。
- 年金、給与以外の収入のある方はお問い合わせをお願いします。

3

処理費用の軽減制度＜軽減制度の対象となる方⑤（規模区分）＞

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
① 製造業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
⑥ ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他	3億円以下	300人以下

1

処理費用の軽減制度＜軽減率の概要＞

	計画的処理完了期限内		事業終了準備期間中	
	処分費用	収集運搬費用	処分費用	収集運搬費用
① 会社	70%	70%	44%	—
② 個人事業主	70%	70%	44%	—
③ 中小企業団体等	70%	70%	44%	—
④ ①、③を除く法人	70%	70%	44%	—
⑤ 個人	95%	95%	44%	—
中小軽減対象外	—	—	—	—

※中小軽減対象外とは、大企業に該当又は本人の意思により申込をされなかった方

3

処理費用の軽減制度＜収集運搬費用の軽減①（概要）＞

☆ 収集運搬費用の軽減制度

負担額の税抜金額に保管事業者の該当する助成割合を乗じて得た金額又は交付の対象となるPCB廃棄物の種類・措置ごとに設定した助成限度額（42ページ）のいずれかの安い額が助成額となります。

1. 助成対象となる経費

- ・ 積み込み、積み下ろしを含む収集運搬に係る経費
- ・ 漏えい防止措置等に係る経費

2. 助成対象とならない費用

- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ ドラム缶、ペール缶などの保管容器の購入費用

3. 注意点

- ・ 助成金の支払いは、処理費用の軽減とは異なり、中間処理完了後の請求手続きによる返金となります。（一旦全額の支払いが必要）
- ・ 助成金の請求手続きは、中間処理完了後（マニフェストD票の到着後）、1年以内に行う必要があります。

3

処理費用の軽減制度＜収集運搬費用の軽減②（助成限度額）＞

対象となる廃棄物の種類	収 集 運 搬 限 度 額 (積込み・積下し含む)	
	中 小 企 業 等	個 人
変圧器	364,000円／台	494,000円／台
コンデンサー	175,000円／台	237,500円／台
PCB原液及びPCBを含む油類	175,000円／式	237,500円／式
ドラム缶入りの安定器・汚染物等	105,000円／缶	142,500円／缶
ペール缶入りの安定器・汚染物等	102,000円／缶	140,000円／缶
汚染容器	変圧器類若しくはコンデンサー類の上限額を適用	
容器なし登録安定器	ドラム缶の上限額を適用	
備 考		
高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、 <u>その種類ごとの助成限度額を合計した額</u> とする。		
PCB原液及びPCBを含む油類は、 <u>1申請当たり一式での助成限度額</u> とする。		

対象となる措置	限 度 額	
漏えい防止措置	70,000円／缶	95,000円／缶
備 考 漏えい防止措置が必要な高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、 <u>それぞれに助成限度額</u> を適用する。		

3

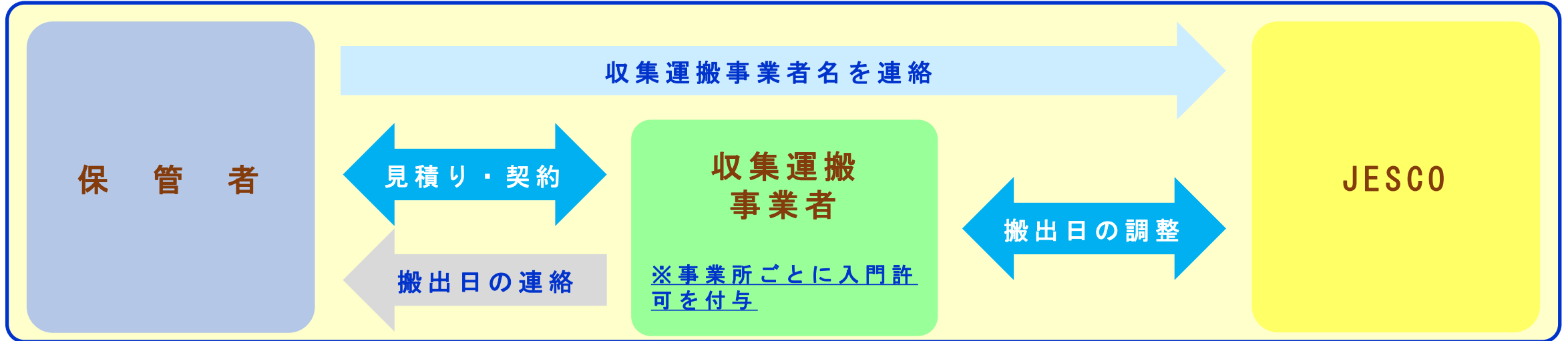
処理費用の軽減制度＜申込に必要な書類＞

		商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1) 会社(株式・有限・合資・合名・合同)	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	
	(2) 個人事業主		 (所得税申告)	
	(3) 中小企業団体	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く		 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)
(5) 個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 (課税証明書※5、所得税申告の写し、 自治体への特措法届出の写し、誓約書)

- 添付書類は、申込書と同様2部（正副）をご用意ください。
- 必要がある場合は、追加で書類をご提出いただく場合もございます。
- 添付書類は、中小企業等軽減制度以外には使用いたしません。
- 添付書類は返却いたしません。

- ※1 特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。
- ※2 確定申告書添付書類 等
- ※3 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です（サービス業、小売業、卸売業を除く。）。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出していただくことがあります。
- ※4 法人の所在地を管轄する法務局（登記所）で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類（廃業したことがわかる資料等）が必要です。
- ※5 証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。

4 その他＜留意事項①＞



留意点

1. 収集運搬事業者の決定時

- 決定した収集運搬事業者名を処理を行う事業所（営業担当）にお知らせください。

2. マニフェスト（産業廃棄物管理票）の取り扱い

- マニフェストは、弊社にて準備し搬出時に収集運搬事業者が持参します。
- 処理が完了し返送されたマニフェストは、廃棄物処理法の規定により、発行時（搬出時）の控えとともに5年間の保存が必要です。
- マニフェストを交付した場合、年度ごとに取りまとめ、翌年度の6月末までに所管の自治体への実績報告が必要です。

4 その他＜留意事項②＞

○ 契約締結時の留意点

- ① 弊社との処理委託契約締結の期限は、PCB特別措置法で定められている処分期間の末日となります。
- ② 中小企業者等軽減制度の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。
- ③ 審査結果の有効期間は、通知の日から90日間です。その期間中に弊社との処理委託契約締結が必要となります。
- ④ JESCOの処理料金は、契約締結日から搬出日までの間の請求書に記載されている期日までにお支払い下さい。

参考：PCB特別措置法で定められている処分期間

- ① 変圧器・コンデンサー等（3 kg以上）※すべてのエリアで終了
 - ・ 北海道、東京及び豊田事業エリア：令和4年（2022年）3月31日
 - ・ 大阪事業エリア：令和3年（2021年）3月31日
 - ・ 北九州事業エリア：平成30年（2018年）3月31日
- ② 安定器等・汚染物
 - ・ 北海道及び東京事業エリア：令和5年（2023年）3月31日
 - ・ 北九州、大阪及び豊田事業エリア：令和3年（2021年）3月31日



4

その他＜収集運搬情報交換広場＞

JESCOで運用している「収集運搬情報交換広場」は、保管事業者と収集運搬事業者との間の初期連絡と、見積りに必要な情報のやり取り等の支援機能を軸にしたWebで提供する無料のサービスです

QRコード&URL (利用申請用)



<https://jesco.sanpainet.or.jp/start>

↑ PC等でご利用される場合、
上記URLを直接入力し＜利用申請頁＞へアクセスください。

※ JESCO登録番号をお手元にご用意ください(利用申請の際に必要です)

【収集運搬情報交換広場の問い合わせ先】
pcb-info@sanpainet.or.jp
03-4355-0159 (平日 10時～17時)
(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

ご利用開始
問合せは
こちらへ
※ JESCO登録番号
が必要です

スマホ画面例



収集運搬情報交換広場
広報ホームページ



<https://jesco.sanpainet.or.jp/doc/explain/index.html>

詳細はこちら

収集運搬情報交換広場の提供機能概要

保管事業者支援機能

QRコードによる簡単な利用申請

- ◆ 入門許可業者PRを確認比較
- ◆ 見積回答の一覧表示
- ◆ 処理の進捗状況を確認

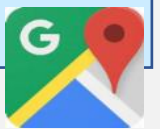
メール

見積依頼メール (一括可)

データベース
JESCO登録情報
進捗状況の情報

収集運搬事業者支援機能

- ◆ 会社の宣伝PRを掲載
- ◆ 保管事業者の保管物の情報確認
- ◆ 営業ターゲットの抽出
- ◆ Google Mapでの表示



メール

営業メール (一括可) 見積回答メール

収運決定

5

問い合わせ先＜登録・軽減制度＞

1

☆ 登録（本社）

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部管理課 登録担当

TEL : 03-5765-1935

FAX : 03-5765-1923

2

☆ 中小企業者等軽減制度（本社）

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部管理課 中小企業者等軽減制度担当

TEL : 03-5765-1920 / 0120-808-534

TEL : 03-5765-1923

5

問い合わせ先＜北海道事業エリア①＞

3

☆ 処理時期・契約関係

北海道内で保管されている方

- 大型変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物
〒050-0087
北海道室蘭市仲町14番地7
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所営業課

TEL : 0143-23-7007

FAX : 0143-22-3001

5

問い合わせ先＜北海道事業エリア②＞

4

☆ 処理時期・契約関係

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及
び長野県内で保管されている方

- 大型変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所営業課

TEL : 03-5765-1992

FAX : 03-5765-1908

5

問い合わせ先＜東京事業エリア＞

5

★ 処理時期・契約関係

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内で保管されている方

1 大型変圧器・コンデンサー等

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

東京PCB処理事業所営業課

TEL : 03-5765-1927

TEL : 03-5765-1908

2 安定器等・汚染物

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所営業課

TEL : 03-5765-1992

FAX : 03-5765-1908



5

問い合わせ先＜豊田事業エリア＞

6

☆ 処理時期・契約関係

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県内で保管されている方

- 1 大型変圧器・コンデンサー等
〒471-0853
愛知県豊田市細谷町三丁目1番地1
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
豊田PCB処理事業所営業課

TEL : 0565-25-3405

FAX : 0565-25-3405

- 2 安定器等・汚染物
〒552-0007
大阪府大阪市港区弁天一丁目2番30号 オークプリオタワーオフィス7階702号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所営業課 近畿・東海エリア分室

TEL : 06-6575-5585

FAX : 06-6575-5585



5

問い合わせ先＜大阪事業エリア＞

7

☆ 処理時期・契約関係

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内で保管されている方

1 大型変圧器・コンデンサー等
〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天一丁目2番30号 オークプリオタワーオフィス7階701号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所営業課

TEL : 06-6575-5575

FAX : 06-6575-5576

2 安定器等・汚染物
〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天一丁目2番30号 オークプリオタワーオフィス7階702号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所営業課 近畿・東海エリア分室

TEL : 06-6575-5585

FAX : 06-6575-5585



5

問い合わせ先＜北九州事業エリア＞

8

☆ 処理時期・契約関係

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、
愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県及び沖縄県内で保管されている方

- 大型変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物
〒802-0001

福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 A I Mビル8階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所営業課

TEL : 093-522-8588

FAX : 093-522-8590



ご清聴ありがとうございました
引き続きよろしくお願い申し上げます

